

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者を対象とする主な保証制度の概要

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	(セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は一般保証で利用可)			危機関連保証	
			県経営円滑化貸付-新型コロナウイルス対策貸付	県経営活性化資金-コロナウイルス対策	県借換等貸付-コロナウイルス対策	県経営円滑化貸付-新型コロナウイルス危機対応貸付	
対象者	指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っており、コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる者 指定期間：令和2年2月18日～令和4年3月1日 指定地域：47都道府県	指定業種（535業種）に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者。 ※令和2年2月以降の直近3か月の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、かつ、売上高等見込みを含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している場合も可とする（時限的な運用緩和）。 ※原油価格高騰の影響を受けている者も対象となる。 指定期間：令和3年8月1日～令和3年12月31日	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者 ※経営円滑化貸付-売上減少の利用も可 この場合の貸付限度額は1億円、金利0.8% 借換も既存の県円滑化貸付のみ可となる。	次の①から④の全てに該当する中小企業者 ①県内で1年以上同一事業を営む者 ②取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 ③直近期の決算書が提出可能な者（個人事業主については青色申告を行っている者） ④県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の①～③のいずれかに該当し、かつ④～⑤に該当する者。 ① 兵庫県中小企業融資制度の借入残高がある者。 ② 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある者。 ③ ①又は②の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資の借入残高がある者。なお、当該保証付融資は借入残高のうち1/2以上が①又は②の融資によるものであること。 ④ 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込のある者 ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる者 指定期間：令和2年2月1日～令和3年12月31日	危機関連保証に係る認定を受けた中小企業者等
保証限度額	2億8,000万円		2億8,000万円	5,000万円（運転資金のみ）	2億8,000万円	2億8,000万円	
保証期間	概ね10年以内（運転は10年以内に限る）		10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置1年以内）	10年以内（うち据置1年以内）	10年以内（うち据置2年以内）	
保証料率	0.90% ※県経営円滑化貸付を利用する場合 0.80%	0.80%	セーフティネット保証4号、5号 0.80% 一般保証 0.45%～1.90%			0.80%	
貸付利率	金融機関所定金利 ※自治体制度融資を利用する場合、同融資の貸付利率が適用される。		0.70%	金融機関所定金利	0.70%	金融機関所定金利	0.70%
保証割合	責任共有対象外（100%保証）	責任共有対象（80%保証）	セーフティネット保証4号を利用した場合→責任共有対象外（100%保証） それ以外の場合→責任共有対象（80%保証）			責任共有対象外（100%保証）	
借換可否	借換可（責任共有対象外の既保証のみ）	借換可	借換不可	既存の県経営活性化資金のみ借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	原則として、既存の県融資制度のみ借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	借換可（責任共有対象外の既保証のみ）	借換可（責任共有対象外の既保証のみ） ※制度要綱で定める要件を満たすものに限る。
必要書類	「認定書」（写し可） ※借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要		県制定の「確認書」 セーフティネット保証の場合→「認定書」（写し可）（県制定の「確認書」は不要） ※セーフティネット保証で借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要			県制定の「確認書」及び「事業計画書」 セーフティネット保証を利用した場合→「認定書」（写し可）、県制定の「事業計画書」が必要（県制定の「確認書」及び「事業計画書（借換保証用）」は不要）	
取扱期間（終期）	最大で令和4年3月30日申込受付分まで ※ 令和4年3月1日認定分の場合	最大で令和4年1月28日申込受付分まで ※ 令和3年12月31日認定分の場合	当面の間実施	令和3年12月31日融資実行分まで		令和3年12月31日融資実行分まで	

※対象者について

「業歴3か月以上1年1か月未満の創業者」、「前年から店舗、工場等の増加、新たな事業の開始、設備投資等によって、売上高等の前年比較は適当でないと判断される事業者」が対象となる場合がある。

※保証限度額について

セーフティネット保証、災害関係保証(東日本大震災分)、災害関係保証(危機関連対象分)、東日本大震災復興緊急特例、危機関連保証は、合算して、普通保証4億円以内(組合の場合は8億円以内)、無担保保証1億6,000万円以内、特別小口保証4,000万円以内の制限を受ける。

なお「県経営円滑化貸付-新型コロナウイルス対策貸付」「県経営活性化資金-コロナウイルス対策」「県借換等貸付-コロナウイルス対策」「県経営円滑化貸付-新型コロナウイルス危機対応貸付」については、貸付限度額に読み替える。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者を対象とする主な保証制度の概要

	伴走支援型特別保証 【保証料補助制度】		事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 【保証料補助制度】			
	県経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付 （国制度対応分）	県経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付 （県制度独自分）	県企業再生貸付－経営改善サポート （感染症対応型）	県企業再生貸付－経営改善サポート （感染症対応型）		
対象者	次の①から③の何れかの認定を受け、経営行動計画を策定した者 ①セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） ②セーフティネット保証5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） ※原油価格の上昇を要因とするものは対象外 ③危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）	伴走支援型特別保証を利用する者	次の①②何れにも該当する者 ① 県経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付（国制度対応分）を4,000万円全額利用している又は同時に既存利用分も含めて4,000万円全額利用する（4,000万円全額について県制度を利用する（している）こと） ② 取扱金融機関について、申込人が県経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付（国制度対応分）を利用している又は同時に利用する金融機関と同一である	中小企業再生支援協議会等の支援や経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を利用する者	
保証限度額	4,000万円		2,000万円		2億8,000万円	2億円
保証期間	10年以内（うち据置5年以内）		10年以内（うち据置5年以内）（注3）		15年以内（うち据置5年以内）	15年以内（うち据置5年以内）
保証料率	0.85% ※経営者保証免除対応の場合、1.05% ※国による保証料補助あり（注1）		0.80% ※県による保証料補助あり（注4）		①責任共有対象の場合 0.80% ※経営者保証免除対応の場合、1.00% ②責任共有対象外の場合 1.00% ※経営者保証免除対応の場合、1.20% ※国による保証料補助あり（注5）	
貸付利率	金融機関所定金利		0.90%		金融機関所定金利	1.40%
保証割合	セーフティネット保証4号、危機関連保証を利用した場合→責任共有対象外（100%保証） セーフティネット保証5号を利用した場合→責任共有対象（80%保証）				責任共有対象（80%保証） ただし、「責任共有対象外の保証の既往借入金」又は「危機指定期間に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金」を残高の範囲内で借換えする場合 →責任共有対象外（100%保証）	
借換可否	借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	借換可 ※制度要綱で定める要件を満たすものに限る。（注2） ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	借換可 ※制度要綱で定める要件を満たすものに限る。 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	借換可		
必要書類	・「認定書」（写し可） ・「経営行動計画書」 ・「経営者保証免除対応確認書」（必要な場合）		・「認定書」（写し可） ・「経営行動計画書」		・「事業再生計画」（写し） ・「経営者保証免除対応確認書」（必要な場合）	
取扱期間（終期）	令和4年3月31日協会申込受付分まで	令和4年3月31日融資実行分まで	令和4年3月31日融資実行分まで	令和4年3月31日協会申込受付分まで	令和4年3月31日融資実行分まで	

※対象者について

「業歴3か月以上1年1か月未満の創業者」、「前年から店舗、工場等の増加、新たな事業の開始、設備投資等によって、売上高等の前年比較は適当でないと判断される事業者」が対象となる場合がある。

※保証限度額について

セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災分）、災害関係保証（危機関連対象分）、東日本大震災復興緊急特例、危機関連保証は、合算して、普通保険4億円以内（組合の場合は8億円以内）、無担保保険1億6,000万円以内、特別小口保険4,000万円以内の制限を受ける。

なお「県経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付」「県企業再生貸付－経営改善サポート（感染症対応型）」については、貸付限度額に読み替える。

（注1）0.65%相当額（経営者保証免除対応の場合、0.85%相当額）が補助される。

（注2）「伴走支援型特別保証」の利用残高がある場合、同保証を県伴走型経営支援特別貸付（国制度対応分）で借換えの上、同貸付を4,000万円利用すれば、県伴走型経営支援特別貸付（県制度独自分）が利用可

（注3）危機関連保証を利用する場合、据置期間は2年以内

（注4）0.60%相当額が補助される。

（注5）責任共有対象の場合、0.60%相当額（経営者保証免除対応の場合、0.80%相当額）が補助される。責任共有対象外の場合、0.80%相当額（経営者保証免除対応の場合、1.00%相当額）が補助される。